

令和四年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(令和三年法律第六十号)

及び

法

第

二

五

号

及

び

指

定

調

査

機

関

の

申

請

に

係

る

法

第

一

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体により行うことができる。

(設計調査の業務の引継ぎ)

第十七条 指定調査機関は、法第二十五条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

一 設計調査の業務の主務大臣への引継ぎ

二 設計調査の業務に関する帳簿及び書類の主務大臣への引継ぎ

三 その他主務大臣が必要と認める事項

(設計調査の業務の実施に要する費用の細目)

第十八条 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令第四条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

附 則

1 この命令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

2 この命令の公布の日から起算して六月を経過する日の前日までの間は、第八条第二項第三号中「申請の日の属する事業年度及び翌事業年度」とあるのは、「申請の日の属する事業年度」と読み替えるものとする。

様式第一（第六条関係）

様式第3 (第六条関係)	様式第2 (第四条第1項関係)	様式第4 (第六条関係)
-----------------	--------------------	-----------------

1 フラットパッケージ製品の取扱
2 フラットパッケージ製品の輸送料の取扱
3 フラットパッケージ製品の荷役
4 フラットパッケージ製品の搬入

1 フラットパッケージ製品の取扱
2 フラットパッケージ製品の輸送料の取扱
3 フラットパッケージ製品の荷役
4 フラットパッケージ製品の搬入

1 フラットパッケージ製品の取扱
2 フラットパッケージ製品の輸送料の取扱
3 フラットパッケージ製品の荷役
4 フラットパッケージ製品の搬入

様式第4 (第六条関係)

指定調査機関の名称 記入欄	年月日
------------------	-----

備考 1 本欄の文字は、削除すること。
2 本欄の文字は、日本語表記A又はカタカナ。

備考 1 本欄の文字は、削除すること。
2 本欄の文字は、日本語表記A又はカタカナ。